

道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率の延長に関する意見書

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、社会・経済活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するための優先的に整備されるべきものである。

空港や港湾を持たず、鉄道網が脆弱な本県においては、自動車交通への依存度が高く、道路は県民生活の生命線である。

さらに、産業振興や観光交流の拡大を一層図り、中部圏域における交流の要衝として岐阜県が引き続き大きな役割を果たし発展していくためには、東海環状自動車道を始めとする高規格幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワーク形成が極めて重要である。

また、防災対策、通勤・通学、さらには救急医療など生活道路の整備や、交通渋滞の解消・バリアフリー化、電線類の地中化など、良好な都市環境の整備を進める上でまだまだ道路整備は不十分である。

さらに、道路の維持管理においては、今後、老朽化した橋梁やトンネル等が急増し、維持修繕費の増大が見込まれる。

このような中、郡上市では毎年、道路特定財源を上回る多くの一般財源を投入し、道路整備を行っているのが現状である。真に地域が自立し活力を高めるためには、地方の道路整備が最も重要であり、道路整備を目的とした道路特定財源については、現行の暫定税率を維持するとともに、一般財源化することなく、重点的に地方の道路整備を進めることが要諦である。

よって、国におかれては、道路整備財源について、地方における道路整備の実情とその重要性を十分認識し、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 道路特定財源については、現行の税体系を維持するとともに、平成20年度以降も現行の税率水準を維持する法案と、今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な財源を確保すること。
2. 地方が真に必要な道路整備を行うにあたっては、道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源を充実すること。
3. 道路特定財源から国が地方に交付する「地方道路整備臨時交付金」についても継続すること。
4. 去る11月23日に国土交通省から出された「中期計画の素案」を踏まえ、確実に計画策定を行うとともに、その着実な実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月27日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣 経済財政政策担当大臣